

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

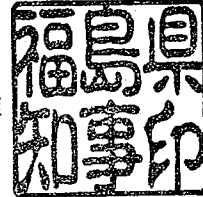
住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

氏 名 エコシステムジャパン株式会社
代表取締役 増山仁志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年12月8日
令和4年11月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ①汚泥 (特定有害産業廃棄物) ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物)
 - ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物) ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物)
 - ⑤廃PCB等 (微量PCB及び低濃度PCBに限る。) ⑥PCB汚染物 (微量PCB及び低濃度PCBに限る。)
- 以上6種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目並びに微量PCB及び低濃度PCBの詳細は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成5年11月8日	
変更許可年月日	平成8年4月15日	
更新許可年月日	平成10年11月8日	
更新許可年月日	平成15年11月8日	
変更許可年月日	平成17年6月3日	(汚泥、廃酸及び廃アルカリの特定有害産業廃棄物の追加)
変更届出年月日	平成18年4月28日	(代表者の変更)
変更届出年月日	平成18年10月24日	(法人名称及び住所の変更)
変更届出年月日	平成20年7月18日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成20年11月8日	
変更届出年月日	平成23年4月13日	(代表者の変更)
優良確認年月日	平成25年4月30日	(優良確認に伴い平成27年11月7日まで有効期間延長)
変更許可年月日	平成26年1月15日	(廃アルカリの砒素又はその化合物、廃PCB等及びPCB汚染物の追加)
更新許可(優良認定)年月日	平成27年12月8日	(有効期間 平成27年11月8日~令和4年11月7日)
変更届出年月日	平成28年4月14日	(代表者の変更)
変更届出年月日	令和3年4月16日	(代表者の変更)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上21項目

- ②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11項目

- ③廃酸（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

- ④廃アルカリ（砒素又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上10項目

以上4種類

微量PCB及び低濃度PCBの詳細

- ⑤廃PCB等（次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。）

- (1) 電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のPCBによって汚染されたもの（以下「微量PCB汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
- (2) PCBの濃度が廃PCB等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

- ⑥PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等を含み、次の(1)から(5)までに掲げるもので電気機器又はOFケーブルを除く。）

- (1) 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げる物を除く。）
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げる物を除く。）
- (4) 金属くずのうち、当該金属くずに付着し、又は封入されているPCBの量が金属くずに付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げる物を除く。）
- (5) 陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「陶磁器くず等」という。）のうち、当該陶磁器くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が陶磁器くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げる物を除く。）